

1 教育保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域こども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、下図のように7か所の教育・保育提供区を定め、区域ごとに、さらに需要分析を行っていくこととします。



区域	小学校区
1	芦原小学校区
2	本荘小学校区 新郷小学校区
3	北潟小学校区 波松小学校区
4	金津小学校区
5	伊井小学校区
6	金津東小学校区
7	細呂木小学校区 吉崎小学校区